

四街道市第5回農業委員会議事録

令和6年8月5日(月)

第5回農業委員会総会会議次第

日時： 令和6年 8月 5日
午後 2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

12番 中村 礼奈 委員

13番 溝口 貴久 委員

3. 議 事

議案第1号 令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第2号 農地の公売に参加する買受適格証明願について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第6号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第7号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（10名）議席順

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 梅 澤 久 史 | 5 番 林 田 静 治 |
| 6 番 井 岡 信 夫 | 7 番 小 金 井 貞 夫 |
| 8 番 細 野 裕 樹 | 9 番 勝 山 高 治 |
| 1 0 番 石 川 博 行 | |
| 1 2 番 中 村 礼 奈 | 1 3 番 溝 口 貴 久 |
| 1 4 番 橋 本 豊 | |

欠席委員（4名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 2 番 江 原 清 | 3 番 佐 藤 由 美 子 |
| 1 1 番 佐 藤 慎 一 | 1 5 番 三 石 浩 |

会議に出席した事務局職員の職・氏名

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 井上 隆博 |
| 局長補佐 | 菅原 英明 |
| 主任主事 | 酒井 哲也 |
| 主事 | 遅澤 瑞希 |

令和6年度第5回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和6年8月5日（月）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○事務局 本日は江原会長が欠席ですので、会議規則第29条の規定により小金井職務代理に議長をお願いいたします。

○議 長（小金井職務代理）令和6年度第5回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長（小金井職務代理）本日の出席委員は10名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は12番中村委員、13番溝口委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第1号「令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

2ページから4ページになります。第4次農用地利用集積計画（案）です。今回は、更新6件となります。また、借受者は、1人と1社です。

番号1につきましては、亀崎の畑1筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和8年8月31日となります。

番号2につきましては、大日の畑8筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和16年8月31日となります。

番号3につきましては、大日の畑1筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和12年8月31日となります。

番号4につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和12年8月

31日となります。

番号5につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和9年8月31日となります。

番号6につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃貸借、終期は令和11年8月31日となります。

5ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第1号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農地の公売に参加する買受適格証明願について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

議案第2号 農地の公売に参加する買受適格証明願について、農地の公売に参加する者から、買受適格証明願の提出がありましたので、ご説明いたします。また、今回は入札に参加するために買受適格証明書を発行する審査ですが、申請人からは、すでに入札後の3条許可申請書の書類の提出もいただいております。申請人が落札した場合は、落札の証明書等の確認後、速やかに3条許可書の発行を行いますので、併せての審査をお願いいたします。

譲受人は神崎町に居住しており、公売に参加することにより、田 1, 369平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴20年で、20,702平方メートルの田と1,911平方メートルの畑を耕作していることを、神崎町の農業経営状況証明書により確認しています。今回取得する田では、水稻を妻と2人で耕作するという事です。

トラクター、乾燥機、田植機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、15ページから17ページの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号につきましては、去る8月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の橋本委員、説明をお願いします。

○**橋本委員** 14番橋本です。8月1日に第2班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。申請人は所有農地のすべてで効率利用要件及び農作業従事要件等が妥当のため、第2班としては、買受適格者として許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議 長** 続いて、地区担当の井岡委員、説明をお願いします。

○**井岡委員** 6番井岡です。事務局及び班長の説明のとおりです。補足する点はありません。

○**議 長** 議案第2号につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第2号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第2号につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 7ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項及び2項の2件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、駐車場に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 8ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から次ページの3項までの3件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転により、専用住宅及び公衆用道路に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたので、報告します。

解約の理由につきましては、貸主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議 長** 次に、協議報告第4号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、7月2日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局で現地確認を行い、20年以上前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号2項につきましては、7月5日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局で現地確認を行い、20年以上前から雑種地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号3項につきましては、7月17日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局で現地確認を行い、平成25年5月15日・農地法第5条許可済であり、雑種地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 12ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の仮設事務所及び仮設駐車場への一時転用につきましては、7月30日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第6号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 13ページをお開き下さい。

協議報告第6号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の資材置場及び駐車場への転用につきましては、7月17日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第7号「軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 14ページをお開き下さい。

協議報告第7号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について、整理番号1項について、7月1日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号から第7号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第7号は、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。
委員から何かございますか。

(発言なし)

○議 長 事務局から何かありますか。

○事務局 事務局より10月3日・4日(予備日8日)に予定されている「耕作放棄地」「遊休農地」の発生防止に向けた、農業委員による合同調査等への協力要請が行われた。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

9月の開催予定については、事前調査会が9月2日の月曜日に、第3班の委員にお願いいたします。

また、総会が9月9日月曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は9月2日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いいたします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会いたします。

終了 午後2時33分

令和6年8月5日

農業委員会長職務代理

議事録署名委員

12番

13番